

4600008

53378

名古屋市中区栄2-9-26ポラビ
ル8F愛知労働基準協会内

公益社団法人愛知労働基準協会 労働衛
生部会

愛労発基 0424 第1号の3
令和6年4月24日

御中

愛知労働局長



作業環境測定基準等の一部を改正する告示の適用について

平素から労働基準行政の推進につきまして、格別の御協力をいただき、感謝申し上げます。

この度、個人サンプリング法（作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定に係るデザイン及びサンプリングのことをいう。以下同じ。）の測定対象物質の拡大を主な改正事項とした作業環境測定基準等の一部を改正する告示が別添1のとおり令和6年4月10日に告示され、令和7年1月1日（一部は令和6年7月1日）から適用されることとなりました。改正内容の概要は下記のとおり、改正の趣旨や細部に関する事項については別添2のとおりです。

つきましては、改正内容についてご承知おきいただくとともに、各会員事業者等に周知くださいますようお願いいたします。

記

1 作業環境測定基準関係

- (1) 個人サンプリング法の対象物質が新たに追加されたもの。
- (2) 一部の物質の分析方法に誘導結合プラズマ質量分析方法（ICP-MS）が追加されたもの。

2 第三管理区分告示関係

上記1の変更に伴い、所要の改正が行われたもの。

3 有機溶剤告示関係

有機溶剤等の許容消費量などの算定の際に用いる「有機溶剤等の量に乗すべき数値」の一部が変更されたもの。

問い合わせ先

愛知労働局労働基準部健康課

TEL:052-972-0256